

● 扶養家族として申請できる家族の範囲に関するご質問

分類	質問	回答
家族	扶養家族として申請できる家族の範囲は？	<p>下記いずれかの範囲です。詳細は下記関連リンクをご参照ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生計維持関係は必要だが、同居でも別居でもよい人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母 2. 生計維持関係と同居が条件の人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 叔父、叔母、甥、姪 とその配偶者 ・ 子、孫、兄弟または姉妹の配偶者 ・ 配偶者の父母、連れ子 ・ その他の3親等内の親族 <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>
父母	国民健康保険に入っている父母を扶養に入れたい	<p>給付内容が良いという理由のみでは、家族を扶養に入れることはできません。扶養に入れるためには、被保険者によって生計を維持されていることが必要です。詳細は下記関連リンクをご確認ください。</p> <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>
父母	別居している義父母を扶養に入れたい	<p>別居している場合、扶養に入れることはできません。義父母を扶養に入れるには、主として被保険者が生計を維持していること、同居していることが条件になります。したがって、この場合は国民健康保険に加入することになります。</p> <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>

<p>父母</p>	<p>別居している実父母を扶養に入れたい</p>	<p>被保険者本人が別居している実父母を実際に扶養しており、生計維持関係が認められれば、被扶養者として認定することが可能です。 ただし、被保険者が実父母の生計維持の中心的役割を果たしていること(被保険者からの仕送り金額が実父母の収入を上回っていることなど)に加え、実父母の年収が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金受給者の場合は180万円未満)であることが必要です。</p> <p>基本的に夫婦間は相互扶助義務が存在するため、父または母の扶養義務者(主たる生計維持者)は第一にその配偶者であると考えます。 優先扶養義務者の確認、収入状況など含め、総合的に被扶養者の認定可否を判断いたします。</p> <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>
<p>父母</p>	<p>別居している実父母を被扶養者として申請する場合、生活費の送金方法として手渡しは認められるか？</p>	<p>被保険者が実父母に生活費を送金している事実を客観的に証明していただく必要があるため、生活費の手渡しは認められません。 被保険者から実父母への送金の実績が残る方法(口座振込など)で送金してください。 また、送金額は実父母の収入を上回ることを扶養認定条件としております。</p> <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>
<p>配偶者</p>	<p>個人事業主として働いている配偶者を扶養に入れたい</p>	<p>個人事業主の方が加入する健康保険は、原則的には国民健康保険です。</p> <p>個人事業主(自営業)とは、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活をするために自分で事業を営営することを選択した者 ・ 社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負う者 <p>上記をふまえ、個人事業主を扶養に入れる(=被保険者の支援がなければ生活ができない)場合、事業内容や収入状況を十分に確認する必要があります。 なお経営状態の悪化などにより、収入減少が一時的である場合は、被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている場合は、扶養認定対象となります。</p> <p>※被保険者によって生計が維持されている場合の扶養認定における収入について、税法上の扶養と異なり、基本的に総収入で判断しますが、仕入原価のみ必要経費とみなし、「総収入－仕入原価(ホンダ健保が認めたもの)＝収入」と判断します。</p>

子	配偶者の連れ子(養子縁組をしていない)を扶養に入れたい	<p>養子縁組していない子は「妻の子」という続柄で、同居の条件付きで扶養認定いたします。 戸籍謄本で妻の子である事実確認、配偶者との婚姻関係確認、および世帯全員の住民票で同居している事実確認が必要となります。</p> <p>【関連リンク】健康保険の扶養家族とは・扶養家族として申請できる家族の範囲 https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/files/fuyou.pdf</p>
海外	国内に住所がない家族を扶養に入れたい	<p>2020年4月より、健康保険の被扶養者認定要件に、国内居住要件が追加されました。 2020年4月1日以降は、日本国内に住所がない場合、原則として被扶養者の認定はされません。 (国内居住要件の例外として海外留学等、一定の例外あり)</p> <p>※住民票が国内にあっても海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合、国内居住要件を満たさないと判断されます。</p> <p>※国内居住者であっても被扶養者と認められない場合 医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方は、国内居住であっても被扶養者として認定されません。</p> <p>【関連リンク】家族の加入（解説） https://www.hondakenpo.or.jp/member/life/family_a.html</p>